

Title	英国工場法の淵源
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.1 (1910. 7) ,p.61- 82
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100700-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英國工場法の淵源

高橋誠一郎

(九)

自由の美名は貧民階級を驅つて不謹慎なる企業家等が我慾貪婪の犠牲たらしめ、之れが無制限なる自由競争の渦中に投せしめたり。舊來の産業組織は全く崩壊して國家は毫も勞働階級を保護することなく、僅に残存せる舊時代の法制も其適用を誤り却つて彼等をして一層悲境に沈淪せしむるの因と爲り、法は自ら助くることを得る者のみを助けて強者の權利の外に權利あることなく、去つて任意的組合の組織に依頼して其脅されたる地位を防衛し其利益を伸張せんとするも、一千七百九十九年以來組合禁止法の嚴として存するを如何せん。即ち勞働者階級の組合組織に由りて自家の利

益を危うくせらるゝの虞あることを看取したる雇主等は固より黙して止むの愚を演ずるものにあらず。十八世紀の當初よりして屢次發布せられたる特殊工場を限定して勞働者の結社を禁止するの法令は未だ以て其目的を達するに充分ならずとなし議會に請願して各種の工業を通じ普く有效なる組合禁止法の通過を計れり、繼て彼等の要求は一千七百九十九年ジョージ三世の第三十九年法律第八十一號と爲りて現れ、あらゆる結社は悉く皆絶對に禁止せらるゝに至りしなり。假令勞働者の組合結社が當時に於て法律上有效なるものなりしとするも、然も之を利用して自己の地位を改善し得るは獨り成年男工のみに止り、彼の寺區徒弟の如き男女兒童が據りて以て其雇主に對抗し得るの武器となすこと能はず。彼の徒弟條例の如きも毛織物業に對しては一千八百〇九年、一般工業に對しては一千八百十四年に至るまで有效なるものなりと認められたるも、然も其残れるは形骸のみに止まり實際上に於ては何等の效力をも有することな

く、其規定する所は既に業に舊時の産業組織と共に過去の黒き戸帳の裡に隠れて新經濟社會の實際に適應すること能はざるに至り、家内工業時代に於て已に悲惨の狀態に陥りつゝありし英國労働者は更に更に新工場制工業の輸入と共に其健康、徳性及び智能の上に大損傷を蒙りて、洵に初代サー、ロバート、ピールの言の如く英國に於ける大發明家の努力功績も全國民に對して豫期の幸福を齎すことなく却つて最も凄慘なる呪咀と爲れり。斯くて當時の産業狀態に適應せる新法規の制定を以て刻下の急務なりとなすの聲は漸次高からんとしつゝあるなり。

然りと雖も上述せるが如く、新産業組織に伴へる労働者の新たなる地位を改善せんとする最初の叫聲は彼等自身の階級より發したるにあらず。労働者階級は分明に自家の窮狀を江湖に訴へんが爲めには彼等の上に加へられたる抑壓は餘りに強大に、其蒙りたる打撃は餘りに痛酷なりしなり。彼等が祖先よりして傳へられたる産業制度は崩壊し

て之れに適合したる技能熟練は已に無用に歸せり、彼等が朝夕の労働に手慣れたる器具は最早時代遅れとなりて新機械の代る所と爲れり、暖かなりし彼等の家庭は漸次落窶を極めて兒童は他郷の工場主の手に拉し去られたり、偶々激忿の情に驅られて粗暴非理の報復手段に出づることあるも忽ち抑壓せられて徒に其地位を墜落するの因となるに終るなり。要するに彼等が事實上爲し得たる所のものは唯だ鬱々として獨り沈思し、長へに鬱す可らざる萬樹の不平を胸中に抱きて世を憤り人を怨むの一事のみ。新機械の發明に伴へる生産方法の改良と共に生じたる労働狀態の下降に對し初めて注意を惹起したるは彼等以外の階級に屬する傍觀者にして、殊に著しく之を動したるものは其健康狀態なり。斯問題を提げて初めて議會に演説を試みたる者はウイルブラハム、ブールツルなり。次で一千八百〇二年初代ロバート、ピールは主として棉花工場内に使雇せられつゝある寺區徒弟を保護するの目的を以て一法律案を議會に提出して其

通過を計れり。斯法案は善く多數の希望と一致し何等の障害なくして通過することを得たり。彼ロバート、ピールは有名なる保守黨の政治家サー、ロバート、ピールの父にして所謂産業革命の新氣運に乗じ鉅萬の富を積み得たる棉花業者なり。而して彼が慈善心は常に自己の所有にかゝる工場内の労働者に對し諸般の制規を設けて其不幸災害を防止するを以て満足せず、更に有效なる一般的規定を以て多數の工場を律せんとし終に此舉あるに至れるなり。此法律は題して「一千八百〇二年の工場衛生及び風紀に關する法律」(ジョージ三世第四十二年法律第七十三號)と謂ひ主として徒弟労働者に對して適用せらる可きものなり。

ロバート、ピールは此法案を提出するに當り其立法的干涉の論據を主として倫理的基礎並に普通法の下に在りて徒弟労働者が他の労働階級に對する人々に比し特に不利の狀態に在るの事實に置けり。而して彼は自由競争激甚なる秋に當りては一般の法律は適當なる保護を此種の労働者に與ふ

ることなきを以て國家は進んで其の任に當らざるを得ざる旨を宣告せり。該法の序例は更に正確に之が制定の趣旨目的を説明する所あるなり。即ち曰く

「近時棉花及び羊毛水車場並に棉花及び羊毛工場に於て同一建築物内に著しく多數の男女徒弟及び其他のものを使雇するの風習を生じたるの結果、一定の規定を設け之に據りて彼等徒弟及び其他のもの、健康及び徳性を保持するの一事は刻下の急務と爲れるなり。故に茲に本法を制定し一千八百〇二年十二月二日より以降、大不列顛及び愛蘭土に於て、徒弟三人又は其以上、若しくは其他のもの二十人又は其以上を使雇することある可き水車場及び工場をして悉く皆其所定に係る各個の準則及び制規に服従せしむるものなり。」

と、而して其制規の要點を摘記すれば左の如し。

(第一) 工場内に於ける各室は總て一年二回生石灰の溶液を以て洗滌し、且つ適當なる設備を具へて空氣の流通を計る可きこと(第二條)

(第二) 各徒弟は二組の衣類一式を給與せらる可く、而して更に毎年一組づゝを新調す可く、且つ相當なる襯衣靴下帽子及び短靴を備ふ可きこと(第二條)。

(第三) 徒弟の労働時間は一日十二時間を超ゆ可らず、而して又午前六時以前に労働に従事せしめ若しくは午後九時以後に至るまで之を繼續せしむること能はざること(第四條)。(即ち徒弟の夜業は漸次之を停止せしむるの方針を取り、一千八百〇四年の六月に至りて全然廢止せらる可きものと規定せられたり)。

(第四) 徒弟等は其徒弟年期の當初四年間に在りては毎労働日「謹直にして適任なる人物」に就きて讀方、書取及び算數の教授を受く可きこと、而して彼等が授業の爲めに費したる時間は之を其労働時間中に算入すること(第六條)。

(第五) 體性を異にせる徒弟の爲めにそれごとく別個の寢房を備ふ可きこと、且つ二人以上同一寢臺を分つて睡眠せしめざること(第七條)。

者に對しては治安判事は二磅より五十磅に至る罰金を課するの權限を有すること、なし(第十一條及び第十三條)、而して損害賠償の方法亦規定せられたり(第十五條及び第十六條)。

ピールが後に至つて談りたるが如く此法案を通過せしむるに當り何等の困難をも見ることなかりしは全く議會が一般に其必要を認めたるに因るものにして、該法案は外觀上毫も論争す可き點を有するものと見る可らず。即ち此法律は當然工場法を以て見る可きものにあらざりて、單に寺區徒弟に關して規定せるエリサベス朝の救貧法の補正と稱す可きものなり。國內の貧兒を養育し且つ之に勞作執業の道を得せしむるを以て其義務と做せる政府は苟も必要ある以上彼等が労働の條件を制規せんと企つるに至るは正に當然のことたるなり。ピールは極めて卒直に此法案を提出したる理由を説明し、自己の所有に係る工場内に於て甚しく不良の措置あることを確信するも、然も自ら之を矯正するの餘裕あらざるが故に自己の目的を貫徹せ

(第六) 徒弟等の爲めに日曜日には必ず基督教の教理を説き、宗教上の教育を授く可き事。彼等をして其徒弟期間中に諸般の宗教上の儀式に與らしめ、且つ少くとも一ヶ月一回は之を教會に赴かしむること(第八條)。

(第七) 本法の規定を勵行するが爲めに近隣の治安判事は二名の視察官を任命す可きこと、而して其内一名は治安判事自身の内より選任せる者より成り、他は英蘭土若しくは蘇格蘭教會の一員たる僧侶より成る可きこと(第九條)。

(第八) 疫癘流行の際には上述の視察官は工場主に命じて醫藥上の施設を爲さしむ可きこと(第十條)。

(第九) 本法規定の謄寫を目立ちたる場所に揭示す可きこと(第十二條)。

(第十) 各治安書記をして普く其管區内に於ける水車場及び工場目録を年々調製せしめ且つ之を保存せしむること(第十四條)。

(第十一) 以上の制規を遵奉することを怠りたる

んが爲めに議會を動し之をして立法的干涉の手段に出でしめたるものなりと謂へり。當時問題となるは此法律は普く之を全工場に適用す可きものなりや、將た或は其範圍を徒弟使雇の工場のみに限定す可きや否やの點に存せり。上掲の序例に由りて考ふるに此法律は獨り徒弟に對してのみ適用せらる可き者にあらざりて「二十人若しくは其以上の人員」を使雇せる棉花及び羊毛工場全部に對して適用を見るが如しと雖も、第六條教育に關するものは勿論、其他第四條労働時間の限定に關する條項も亦明白に徒弟のみに限り其適用あるものと定められたるを見る可し。然れば工場の清潔法及び空氣の流通を規定せる條項は之を普く全工場に適用す可きものなること明かなり。當時に在りては此法案をして更に一般的のものたらしめ其適用の範圍を擴張せんことを希望するものなきにあらざりしと雖も、結局這個教育に關する條項を含有せるよりして其意見を貫徹せしむること能はざりしが如し。一千八百〇二年五月八日發行の議事

通信に據るにニュートン氏は庶民院に於て該法律案の規定を擴張して「あらゆる製造所及び此に使雇せらるゝ人民」の上に及さんことを説けりと雖も、然も氏の意見は「單に徒弟の教育に關して規定せられたる」法案を「自由労働に従事せる人民にまでも及し、恐らく一週間以上は其雇主の支配に服せざる者に」までも之を適用せんとするは不合理なりとの論據に基きて反對せられたり。這個反對意見の論據は即ち此法案の期する所が寺區徒弟の状態を改善するの點に止まる可きものなるが故に同時に其適用範圍も亦之を限定せざる可らずと做せるに存するもの、如し、而して又是に由りて該法案が専ら救貧法的制規の一部分として見る可きものなるを知悉するを得可し。

(十)

此の一千八百〇二年の工場衛生及び風紀に關する法律は立法の動機及び目的に於て全く從來の法制と異なり、確然過重労働及び不健全なる労働状態より兒童労働者を救助し、之れが健康及び徳性

を保護せんことを期するものなり、是れ即ち斯の法が其の實質に於ては前代の救貧法の擴張として見る可きものなるに拘はらず、尙ほ英國法制史に一新紀元を開くの價値ある所以なるが、本法は猶ほ其の他幾多の見地より觀察して多大の興味を有するなり。即ち前款所掲の法文に由りて之れを觀るに新産業制度は未だ製造場を水力利用に便宜なる溪畔流域の地を選びて建設するの過渡時代を脱却すること能はず、而して遠隔なる地方より雇入れたる徒弟労働者を此種の製造場に使役せんと欲せば勢ひ彼等の爲めに宿舎を準備するの必要あり、此點より推して重要な工場制工業に於て特に怨訴の聲の大なりし所以を知ることを得可し。此法律の適用せらる可きは棉花及び羊毛工場にして是等の二工業の外他に兒童の健康を害し徳性を傷けつゝあるものなしと稱すること能はざる可しと雖も、然も兩者は彼の疫癘流行以來特に這個の缺點を有するものとして一般社會より注目せられつゝありしなり。此法律は又労働者の年齢に對し

て何等の制限をも設くることなく、且つ毫も彼等が使雇に堪え得るや否やを證明するを必要とせず、而して又衣服、醫療及び宗教的教育に關する諸條項は明に此時代に於ては雇者及び被雇者間の關係は尙ほ往古の慣習を脱せず、之を以て此以後に係に比し遙に近接親密なるものありしなり。即ち生じたる兩者の關當時に在りては父權的の勢力は未だ全く雇主より去りたるにあらず、生産上各々其職務を分てる雇主及び被雇者との間を連結する鍵鎖は單純なる僱雇關係のみに止らざりしなり。

一千八百〇二年の工場法的規定は一箇の法制として頗る不備缺陷あるを免れず、而して當時の立法例が甚しく粗漏にして其形式亦頗る幼稚なることを推知するに難からず。然れば此法律は何等著大なる効力も將た又永續的影響をも有せずして止めり。蓋し之が原因として觀る可きは一は其全然閉却したる方面に存し他は其實施せんことを期して然も未だ盡さざりし方面に存するなり。例へば労働時間に制限を加へたるが如き前代に於ける

労働法規と別個の見解を持し立法史上の一進歩たることを示すものなりと雖も然も頗る不充分のものたるを免れず。同法は這個立法の原則として採用したる労働時間の限定を實施せんとするに當り、年齢及び體性に關して何等の例外を設けず、等しく其十二時間労働の規定を成長したる青年男女の徒弟にも適用し悉く皆均一の準則を以て律し去らんとするが如き其著しきものたるなり。然れども就中工場檢察の任を治安判事に委ねたるの一事は同法最大の缺陷にして立法の目的を貫徹すること能はざるに至れる最大なる原因として一般に思惟せらるゝ所のものなり。即ち彼等治安判事等は其行政上の任務を行ふこと極めて放漫にして或は全然之を抛棄して顧みざる者すらありき。遮莫、二三の報告に徴するに彼等の内にも多少其の職責を全ふし幾多の工場を巡察し其職權を以て工場の弊風を廓清せんと努めたる者なきにあらざりき。然も此法律は主として其適用を寺區徒弟に限り謂所自由労働に對しては之を適用することなかりしが

故に、漸次窮屈なる寺區徒弟に代へて「自由」兒童を雇するの風を生ずるに至れり、而して法文の闕缺に基き此種の勞働を使役しつゝある工場に對しては彼等判事等は何等の權限をも有せざるなり。尙ほ其他彼等が視察の方法は著しく好事家流に失して實際の用に立たざりしことを認めざる可らず。今其一例を擧ぐれば彼等の一人は其の報告書中に於て、自己の見る所に據れば僅に八名を收容し得るに過ぎざる寢室に十六名の徒弟が枕を並べつゝあるの狀を記述するに拘はらず、其部屋の面積を録することなく且つ實際之が見積りを爲したるの形跡さへ存せざるなり。如何なる態度を以て工場に臨み如何なる視察を遂ぐ可きやは是れ全く彼等判事等の任意にして、彼等は其欲するが儘に或は鄭重なる檢察を遂げ或は殆んど棄てて之を顧みざりしなり。而して事情正に斯くの如くなるを以て或る地方に於ては全然此の法律の存在することをすら知らざりし證據存するなり。遮莫、縱令彼等治安判事が工場視察の困難にして且つ微妙

なる任務を行ふに於て不満足なりしとするも、然るも之と共に彼等が輿論を涵養する上に於て爲したる大功績を看過し去るは甚だしき誤謬と謂はざる可からず、實に此時代は輿論の涵養を以て最も緊要のものとして做しつゝありしなり。一千八百〇三年西部ライディングの治安判事は毎季開廷の刑事裁判に際し、ポイントフラクトに於て推賞す可き幾多の決議を通過したるが、就中兒童をして夜業に従事せしめ或は十時間以上の勞働に服せしむ可き製造場に之を徒弟たらしむるを許さざる旨を決議せるが如き該法規の適用上著大なる進歩を示したるものと稱するを得可し。

之を要するに一千八百〇二年の法律は近世の工場勞働を制規せんとする確然たる目的を以て制定せられたる最初のものにして、工業上に於ける自由放任の主義に反對し往昔彼の職業組合の制度が職業組織の上に占め得たると同一の地位に立つて工業を律せんとしたるの跡なきにあらざるも、寧ろ之れを以て新たなる社會人心の傾向より發した

るものと稱するを妥當と爲す。而して此の法律は直接の効果に於て多く謂ふに足るものなしと雖も、然も全然徒爲に終りしにあらず、シドニー、ウェツプの所謂、二十世紀の當初に於て公設圖書館よりも貯蓄銀行よりも更に廣く行はれ、公設小學校及び警官の如く遍在せずと雖も、然も其影響する所大なるに至りては恐らく之をも凌ぐの概あるに至れる工場法規は實に茲に其淵源を發したるなり。十九世紀に於て創設せられたる社會制度の中に在りて斯くの如く一般に普及したるもの之を他に求む可からず。而して這個工場法規の發達普及に取り之が先驅者と爲り刺激者と爲りしものは實に此一千八百〇二年の法規たるなり。

(十一)

然れども此の法律の發布後幾何ならずして寺區徒弟の問題は終に何等重要のものたらざるに至れり。是れ蓋し寺區徒弟の使雇が全く廢止せられたるを意味するに非ずして、彼等が最早從前の如く工場制規の問題に取り重要なる要素たらざるに至

れるに因る。海に一千八百十五年にピールの言明したるが如く、工業上蒸汽力を使用するに至りたるの一事は這般の大變革を誘起するの原因と爲れるなり。初めてジェームス、ワットの模型に倣へる蒸汽機關がマンチェスターに輸入せられしは一千七百九十一年の交なりしと雖も、十九世紀の初年に至るまでは未だ一般に使用せらるゝに至らざりき。ナポレオン戰爭の終局と共に歐羅巴の平和克復せらるゝや、工業界は俄に活潑なる行動を開始し長大足の進歩を遂ぐるに至れり。英國に於ける製造工業は今や其經營方法を一新し、水力の供給充澤なる遠隔地方を選びて工場を設立するの風は漸次に廢止せられ、之に代つて蒸汽力の利用は益々其歩を進めたるを以て外國の海港に其製品を輸出するの便益多く且つ生産上必要なる石炭及び勞力を獲得するに容易なる地域を選びて工場を建設するに至り、世界的市場は水流に比して遙に重要なるものとして思量せらるゝこととは爲れり。水力は尙ほ或は蒸汽力と相並び或は獨立に使用せ

られたりしと雖も次第に其重要の度を減ずるに至れり。曾て貧民の兒童等は水力充澤なるも勞働力稀少なる僻遠の溪間に製作場を有せる工業家の爲めに相競ふて需要せられたる所なるが、然も今や人口稠密なる都會の地に工場建設を見るに至ると共に兒童勞働者は最早之を徒弟として傭雇し、雇主の費用に由りて宿舍食料及び衣類を支給することなくして容易に彼等を使雇することを得るに至れるなり。而して其一方に於ては工場に於ける兒童勞働者の競争に由りて成年勞働者の窮乏は愈々甚しきを加へ、之が爲めに却つて其子弟等を驅つて工場に使雇せしむるの風益々増加し來れり。即ち彼等の窮乏は往々にして其子弟の低廉なる勞働を賤げる所得に依りて辛じて口を糊すを得せしめたるまでに甚しかりしなり。事情方に斯くの如くなるを以て製造業者は今や工場建設地の選擇自由と爲れるに従ひ、都市に於て其欲するが儘に所要の勞働者を雇入るゝことを得たりしなり。而し

て一千八百〇二年の法律は父が其意思を以て自由に工場に送りたる兒童勞働者に對しては何等の效力をも有せざりしを以て殊に此種勞働原料の使役は彼等に取れて有利便益なるものと爲れり。全般の問題は今や幾分其相貌を改め來れり。工場の大部分が其規模を擴張し事業の經營大となるに従ひ、社會上經濟上に及ぼす影響亦漸次大なるに至り、世人の眼に觸るゝこと更に彌よ多きを加へ、之に對して注意を惹起すると益々加り來れり。當初の工場所有者は多く皆舊社會制度の崩壊と共に産業上諸般の拘束撤去せられて、當に自己の才能を試む可き自由の天地が眼前に展開したるを觀取し、驟然起ちて其運命を開拓したる勞働者にして商機を觀るに敏なるも然も何等の教育あるにあらず粗奔野卑にして獨り利己の念のみ強く、小資本を以て事業を經營するの艱難なるを痛切に意識し、特に低廉にして且つ扶助料をさへ附せられたる勞働の提供せるあらゆる利益を捕捉するに急なりしなり。然るに二十年の星霜を経たる後の彼等

は假令學窓の教育は依然として之を受けざりしとするも少くとも次第に廣潤と爲れる其生活は自ら彼等を教育して紳士的の態度を持せしむるに至れり彼のロバート、ブリンコーの物語中に曝露せられたるが如き殘忍酷薄なる性格は多くは舊式なる小規模の工場主に於て見る所にして大工場に於ては斯くの如き酸鼻の慘劇を演出すること極めて稀有と爲れり然れども彼等は尙ほ依然冷酷にして貪婪多慾常に利を追ふて營々たるのみならず、併せて國家の繁榮と彼等企業家の利潤の大なるとは必ず相共に消長するものなることを確信して秋毫も疑ふことなかりしなり。而して又此時代よりして國家の權力を以て工場を規制するの問題は漸く激烈なる論争を喚起することと爲れり。工場主は或る方面に於ては「食人鬼」の稱號を以て呼ばれたりと雖も(サー、ジエームス、マッキントッシュの日記及び備忘、一千八百十八年四月二十七日の條下參照)、然も他方に在りては彼等は進んで自家の地歩を説明し其態度を明にし多少明白卒直に其意見を

披瀝し若しくは彼等に代りて之を爲す者を得るに至れり。(一千八百十八年倫敦に出版せられたる「棉花工場に對し一定の規制を設けんとする法案の主義及び意向の研究」參照)。此時代に於ては大規模の棉花紡績業の如き新興の工業の傍には尙ほ依然として草舎及び地窖に於て營まれたる綿布手織の業殘存せり而してキンダー、ウードがピールを首とせる委員會に提供したる證左に據るに兒童等は尙ほ倫敦より此種の工業地に送られ織物業者の徒弟として使雇せらるゝの風存せり。然るに徒弟保護法は單に其適用を動力使用の製作場及び工場に見るものなるを以て這般の工業に對しては何等の効力をも有せず、従つて勞働時間如きも全く親方の任意にして、月曜日には全然勞働を行はざるに反し其代りに金曜日及び土曜日には十五時間乃至十六時間に亘りて勞作するの常なり。(此手工業に關する報告は多少我田引水の嫌なきにあらざるも、然も既述せる錦綉職人の裁判に關する報告は別に之を確證するに足るものあるなり)。キン

ダー、ウード曰く、此種の製造業者は自己の子女をも亦使役するの習にして、父が酒の酔より醒めざる間、母は其兒童を督勵して織布の業に當らしめ「自然の秩序慣習に背反して子女は其父を扶養しつゝあるなり」と這般の證左がピールを中心とする委員會に提示せらるゝこと一再にして止らず。サミュエル、ストックスは曰く、機業者の地下室の如く濕潤にして空氣の流通悪しき工場が存在することは彼の未だ曾て知悉せざる所なりと。他の證人たるホーズワースは又一千七百九十五年以後蒸汽機關の使用と共に紡績業者の狀態は著しく改善せられたるを説けり。即ち同年代以前に在りては彼等は人力を以て其器械を動したるが故に勢ひ不規則の習癖に陥り易く一週中の初め兩三日は酒に暮して其餘の日子を以て過長時間の勞働に従事し之に使雇せられて主として切れ絲を連接するを職としつゝある弱年の徒弟をして同一の習性に流れしむるの弊ありしなり。當時工業界の一方に斯般の事實存在するを楯とし彼等工場所有者

等は自己の見地より論斷して政府が工業制規の標的として特に工場制工業を選べる事の不合理的を主張し其地位の困難なるを訴へたり。彼等が自ら考察したる棉花工場の状態は決して好適なるものにあらずりと雖も、然も他の工業に於ける状態に比して恐らく多少の利益を有したりしなる可し。工場は舊來の手工業と比較して世人の眼に觸るゝと多く、従つて之と關聯して生じたる罪惡は一層社會の注意を惹くに至りしなり。舊式の手工業に在りては工場制工業に比して勝るとも劣らざる幾多重大なる罪惡は尙ほ依然として存在せりと雖も、深く社會の暗所に潜んで顯れず、時人の眼を避けて其勢を逞しうしつゝあるなり、而して之を根絶せんとするは前者に比して更に更に困難なるを示しつゝあるなり。

(十二)

先きに一言せるロバアート、グリーンコーの物語は舊來の工場の状態を明確に描き出せると共に併せて一千八百〇二年の工場法規が殆ど實際上効果

を缺けるの事實を知るに足るを以て以下少しく之を説かんとす。

恐らく此ロバアート、グリーンコーの物語の如く當時の人心を驚駭せしめ戰慄せしめたるものは他に其例あらざる可し。此物語が初めて表はれたるは一千八百二十八年にして、リチャード、カーライルの手に由りて倫敦フリート街六十二番地に於て印刷刊行せられたる定期誌「獅子王」の第一巻に投せられたる備忘録即ち是なり。其筆者はジョン、ブラウンと云へる人にして後に至り之を單行本として出版せり。筆者は自ら之を世に紹介するに至りたる事情を説明して曰く「余が初めてロバアート、グリーンコーの嘗め來れる非常なる辛酸を聞知したるは實に一千八百二十二年の春にして工業従業者の健康及び風紀の上に及ぶ工業制度並に工場建築物の影響を研究せんとして長時日を費したる後の事なりき。同時に余は彼が次代の寺區兒童を保護するが爲めに自己の具さに嘗め來りたる辛酸の狀を普く滿天下に發表せんことを熱望しつゝあ

る旨をも併せて耳にせり。斯くて余は自ら彼を訪ひて親しく其人物を知り、少なからず彼の對話に興趣を感じたり。……彼の舉止動作は著しく溫和靜平にして、其言語は過激ならず、而して其陳述する所亦慎重確實なるを失はず。余は彼の物語る所を筆録したる後、之をグリーンコーが此問題に關して未だ曾て交通したることなく、且つ等しく冷刻なる使役に服して工場勞働の苦楚を嘗める者共に讀み聞かせて其實否を試みたるが余は彼等の答ふる所に據りて此物語の悉く事實なることを確め得たり」云々と。(一千八百三十二年六月九日マンチエスター發行「貧民の後援」第二十一號にロバアート、グリーンコーの肖像を掲げ、併せて當時の彼に就きて左の如く記載せり。曰く、彼は「四肢不具にして激しき勞働に従事すること能はず、其兩膝は歪曲して、直立するも身長僅に五呎半吋を越ゆることなし。彼の年齢は大凡三十五六にして、今やマンチエスター、ターナー街十九番地に住して、さゝやかなる雜貨商店を開きつゝあり」と。

即ち以上の所言と一致するものあるなり。

扱て彌よ彼の物譚に入る可し。ロバート、グリーンコーは齡四歳にして聖バンクラス製作場に收容せられたる孤兒なり。一千七百九十九年八月十五日即ち彼の七歳の折、十四年の年期を以てノッチンガム附近なる一棉花工場に送られ茲に徒弟として勞作すると爲れり。彼と共に此處に送られし兒童は男女を合し約八十名の大勢に上れり。此物語は彼等兒童等が其將に收容せられんとしつゝある工場に於て新に受く可き待遇に關して其念頭に描きたる憐れにも亦可笑しき希望と臆てをが慕なく消えし現實の悲しさを譚りつゝあるなり。「彼等は孰れも皆棉花工場に到着すると共に其貧しき姿を改めて貴婦人及び紳士と化するに至る可く、日々焼肉と乾葡萄酒のプディングを食し、其親方の飼馬に乗り、銀側時計を携帯し、各自懷中には常に多額の現金を絶たざるに至る可きことを一同は眞面目に申渡されたり。」抑も此希望の光に輝きたる幼き夢の終は如何なりしぞ。グリーンコ

ーは特に談りて彼が此工場にて受けたる待遇は他の工場に於て彼が経験したるが如く殺伐、兇惡なるものにあらざりしことを告ぐると雖も、然も猶ほ「終日彼は他の兒童と共に或は打たれ或は頭髪を引きづられ、或は蹴られ或は罵詈せられて苛責の止むことなかりしなり。」彼は背丈け餘りに低くして床の上に立ちたるのみにては其仕事を行ふこと能はざるを以て特に木碯の上に置かれたり。

「然も木碯は彼の背丈けを補へるのみにして其腕力及び熟練の不足を充すと能はず、如何に努力するも機械と歩を共にして勞作すると能はず。憐れなる小兒は更に活敏に勞働せんとするも其力の克く堪へ得る所にあらざるを訴へたりと雖も、終に聽かれず。彼は監督者の爲めに手痛く毆打せられ、朝より夕に至るまで叱責誹謗の聲の絶ゆる間なく、終に彼の生は彼に取りて一個累の重荷となり、其身體は傷痕の爲めに淺ましく變色せり。食料、寢室及び其他徒弟寄宿舎一般の設備の有害不健全なる眞に人をして寒心戰慄せしむるものあり。普

通の勞働時間は十四時間なるも、往々にして十六時間に延長せられ、時に或は其以上に出づることあり。

グリーンコーが恰も其徒弟年期の内四個年の勤勞を終へたる時、彼の收容せられたる工場は營業を廢止したることを以て、彼は其朋輩なる多數の徒弟と共に他の工場に移されたり。此住替は彼に取りても其朋輩に取りても均しく最も不幸なるものなりき。記者の言を以てすれば此第二の工場に於て行はれたる殘虐の待遇は殆ど信す可らざるものあるなり、吾人は中に就き珠に其性質の嫌忌す可きもの及び其手段の稍や有觸れたるものは之を除き、唯だ著しく獯惡にして且つ巧妙なるを以て彰れたるものを摘記するに止めん。

監督者等の行へる苛責の一は「順次に此憐れなる男子の頭腦を目掛けて轉器を投ずるにあり。彼は元より執務中なるを以て帽を冠らず、而して殘忍なる蠻民等はグリーンコーが踉蹌き倒れて鮮血泉の如く迸出するを見るを最も快とせり。舊瘡猶ほ

新にして未だ容易に癒ゆるに至らざるに同じき殘虐の所爲は更に新たなる傷痕を蒙らしめ、爲めに彼の頭部は常に表皮剝脱して其色淺黒く變じ我も人も共に其相貌の醜惡なるに、觸感するを禁ずる能はず、而して又夜間は晝の疲勞甚しきに拘らず傷痕痛み堪え難くして眠を結ぶ能はざるに至ること屢なり。然も猶ほ怪物等は此種の苛責を止むることなし。……無情の蠻人等は彼をして斯く憫む可き状態に陥らしむるや、其頭部に瀝青を布に塗り付けたるものを貼り、日を経て此膏藥が全く固着するを見るに及び「恐しき醫師」は力を極めて之れが一端を引き一時に彼の頭部より頭皮全部を剥ぎ取るを常とせり。「同じき（又は他の）惡徒はグリーンコーが器械と歩を共にして勞働すること能はず或は之を爲さざるを見るや、「其手首を縛して横梁より吊下げ、苦悶の極度に達するまで此に掛け置くの習なりき」。「器械を避けんが爲めには彼はそが去來する毎に其双脚を整えざる可らず。若し之を擧げざりしとせんか彼は其裸

出せる脛部を無殘に毆打せられ顔色蒼黒と爲り頭は低く肩に垂れて惡徒等は其犠牲の殆ど絶息せるを見るに至るまでは之を許すことなし。徒弟等が兩の耳朶を捕へて之を持ち上げ其軀幹を激しく打振りたる後、出來得る限り之を強く床板に抛打つの一事は監督者が殊に好んで行へる殘酷なる遊戯の一なりしなり、而して彼等はいやが上にも其犠牲を苦めんが爲めに孰れも其拇指及び食指の爪を端立ちて長く延ばし彼等の耳を撮める時其爪の合ふ様にせり。他の虐待の方法は「徒弟等の齒に鑪を當て磨く」ことなり。ブリンコーは曾て此慘刑を受くるが爲めに其口を開く事を強制せられ、鬼の如き某(姓名を載するも殊更に之を省略す)は力を極めて其齒に鑪を當てたり。野獸の如き彼は思ひの儘に彼を苦めたる後、冷かにせしら笑ひつゝ「余が斯く鑪を當てたるは汝の齒を銳利ならしめて克く日曜日の午餐を咀嚼せしめんが爲めなり」と云へり。……鼻及び耳に量目大凡一封度の小手萬力を各一個宛引緊め、終始之を帯びたる儘にて勞働

せしめたるが如き蓋し又彼の課せられたる最も異常の刑罰中に數ふ可きものならん。……時に彼は其上着を脱して大馬槽中に入る可きを命ぜられ、斯くて其打撲を加ふ可き目標確定し一撃も徒らに終らざる可きを見たる惡鬼は悠々迫らず思ふが儘に之を毆打し自己の疲勞を感ずるに至りて初めて息むの常なりき。……「彼等の行へる他の遊戯はブリンコーを後手に縛し其片足を打屈げて雙手と共に束ぬるに在り。斯くて彼は僅に自由なる隻脚を以て跳歩することを得るのみ、而して物に跪きて倒るゝも身を支ふるに用ゆ可き隻手なきなり、若しブリンコーが之が爲めに活潑に行動せざる時は監督者は拳を固めて之を毆打し又は例の轉器を投じて其頭部に裂傷を蒙らしむるなり。斯くて轉倒せんか彼は或は其腕を挫き或は其足を脱臼するの危険に遭遇す可きこと勿論なり」。

然れども斯くの如きは決して此不幸なる男兒のみが特に加へられたる慘刑にあらず、是を以て少數の例外と看做す可きにあらず。「彼の受けたる刑

罰は必ず他の者にも亦加へられたる所にして却つて彼より甚しき場合少なからず。此物語に據るに彼は自ら其朋輩と比較して「割合に善く之を免れ得たりと思惟せり」。(彼は往々自己を他の二三者と對比する時は宛も國王の如く待遇せられたるを見るに云へり)。「彼が幾多の朋輩は殘忍なる待遇粗惡にして且つ少量なる食料並に勞働過重の結果に困りて其生命を縮め徒弟寄宿舎に骸を横ふるに至れるなり」。彼は特に他の憐れなる男兒に就きて物語れりと雖も、然もそは餘りに長文に亘るを以て之を略し、代るに極度の絶望が却つて終に其身を救ふの因と爲れる一少女の物語を引用す可し。「彼女は年齒漸く二十ばかりなる姿美しき乙女なりき。……ありとあらゆる酷使虐遇に彼女は浮世を果なみて或る日の午餐時幸ひ傍に人なき機を窺ひ彼女を見る者ともなしと想ひて其半靴を脱し徒弟寄宿舎に隣れる橋の一端より身を躍して堰の水中に投じたり。幸か不幸か時に入あり、橋を過ぎんとして一對の靴に眼を止めたり。憐む

可き少女は一度水底に沈みたるが、其宛も再び水面に浮出でたる時、彼女は頭髮を握られたり。彼女は殆ど死せるもの、如く、其生命を取止むることとは仲々に困難なる業なりき。此出來事を傳聞ける工場主何某は斯くの如き不祥の例の他に傳染せんことを懼れて曾て其工場に徒弟として住込みたる紡績職人をして彼女を其親戚の許に送らしめたり。茲に彼女は初めて鬼の手より免るゝを得たりしなり」。(右の圈點を附したる數個の文字に由りて暗示せられたる意味の如何に恐る可きものあるかを想ひ見る可し)。然れども他の手段に依りて逃亡を計るものは多かりしと雖も、流石に自殺を企つるものは少女の間にも多からざりしが如し。而して吾人の聞知する所に據るに逃亡を企つるの掛念ある少女等は孰れも其脚蹠に足械を打付けられ長き鎖索と輪環とは其臀部にまで達せりと云ふ、而して彼等は工場の往來にも將た又勞働し又睡眠するにも之を脱することを許されざるなり。工場には豫め一人の總治職人を常雇しつゝあり、而し

て其定まれる任務の一は命せらるゝ毎に徒弟に桎梏を掛くるにあり彼は極めて感情の鈍きものと想像せられたる人なるが、然も上層の室より兒童等の號泣する聲の漏れて下層なる其細工場に傳るや餘りの恐しさに堪え兼ねて、鐵槌を以て激しく天井を叩き「能ふ可くんば此惡魔の如き所業を妨遮せんと努めたり」と云ふ。

斯くの如き事實上虐殺にも等しき殘虐なる所業に就きては茲に之を叙述することを省略し、以下少しく當時此種の工場に於ける一般普通の待遇を知るの一助として食料の不足不良並に過重の勞働に就きて抄記する所あらんとす。「徒弟の朝食は一般に水粥にして……彼等は之を工場にて喫するなり。朝食の時間は八時なるも、然も其間機械は運轉を止むるにあらざるを以て彼等の食事は頗る不規則なるを免れず、時に十時若しくは十一時に及ぶも尙ほ喫する能はざることあり。而して彼等が起床時間の午前五時なるを想は、其空腹の狀察するに難からざる可し。」又往々食事の用意は既に整

ふも監督者は兒童の之を食するを許さず、粥は置かれたるまゝに冷え却りて薄皮の張るを見るなり。……晝餐の爲めに許さるゝ時間は表面上四十分の定めなるも其内少くも二十分間は建物の掃除に消さるゝなり。屢々監督者は晝餐時間と雖も全然彼等を工場に抑留して勞働せしむることあり。斯る場合には半片の特別報酬を與ふる筈なれども、これとても單に約束のみに止ること多し。即ち斯の如き場合には終日憩まず食はずして通常十六時間の勞働に従事せざるを得ざるなり。土曜日には彼等は普通夜半まで勞働を續くるの習にして時に往々日曜日の午前六時に至ることあるなり。食料の粗惡なるが上に其調理法は更に亂暴なり。彼等兒童の食料として購入せらるゝは愛蘭産の最劣等の鹹豚肉にして、之を蕪青と共に煮たるものを湯に入るゝなり。余は全然之を洗ふことなしと云ふこと能はざるも然も之を截ることなきは事實なり。……次に、黴の生へたる鹹豚肉は丸のまゝにて煮られたる蕪青と共に割當てらる

るなり。概して此肉湯は一時に之を食し盡さずして其多量を残すの常なり、而してそは未だ冷却せざるに早く穢臭を發することあるなり。此豚の餌食にも勝ることなき喰殘しの食料に更に數桶の水を灌ぎ幾分の穀粉を混和したる嫌ふ可き食物は晚餐の料に供せられ、或は都合に由りて翌朝の食に充てらるゝなり、グリーンコーは談りて曰く、「其肉粥の激しき惡臭は往々にして嘔吐を催さしむるばかりなるも、堪え難き空腹は忍び難き汚臭をも忍ばしめて終に之を食せしむるなり」と。先きに豚の餌食にも勝るとなき「云々と謂へるは單に修辭的に比較を立てたるにあらざる。飼豚と徒弟とは殆ど同一の食物を饗せらるゝの習なりしなり」否、寧ろ「益々肥え太りつゝある豚は彼等に比し却つて贅澤なる待遇を受けつゝあるなり」。豚群は「屢々生麵麩或は蒸餅の形せる食物を供せらるゝなり」、然して之に關して賤しき物語の残りつゝ、あるなり。グリーンコーを始めとして豚小舎に隣れる建物

群と其食物とを眺めて眼鏡く之を見張るの常なり、而して彼等は豚飼の不在を見すまじ、先づ靜に梯子を降りて素早く其餌食を盛れる槽に忍び寄り、其手を穴より衝き入れて握り得る限りの蒸餅を盗むを習ひとせり。然れども豚は「通例あらゆる獸類中最も無感痴鈍のものと思料せらるゝに拘らず、臆て餓えたる少年等を閃避せしむるの手段を會得し、食料が其槽に盛らるゝや否や、彼等は急ぎ之を口にして少年等の手の達せざる泥土に投ずるに至りぬ。加之、其食料の奪はるゝこと屢々なるに及び彼等は次第に機敏と爲りて常に注意を怠らず、半ば飢餓に死せんとしつゝある少年等が近付きつゝあるを確知するや、一齊に高く鼻と喉とを鳴して伊々吭々の叫聲を臺所に達せしむるなり、それを耳にせる豚飼は即時鞭を手にして馳せ來り、此豚を追ふ鞭に少年を逐ひて彼等を保護し、憐れなる徒弟等が美食にありつゝの機會は斯くて全く失はれたり」。

事情方に斯くの如く、一事一物悉く皆健康を害

し疾病を醸すの因たらざるなきが故に、「數種の傳染性熱病の此の工場に發生したること、若しくは「死亡數頗る多くして其缺を補はんが爲めに屢々寺區徒弟の供給を要求せざるを得ざりし」事實を聞くも毫も驚くに足らざるなり。グリーンコーは「該工場に使役せらるる全員の四分の一に相當する四十名の男兒が同時に病みたる」ことを記憶せり、而して「威嚇も體刑も全く彼等をして勞働を繼續せしむること能はざるに至るまでは何人も其病めることを認められざるなり」。死亡者を埋葬せんが爲めには數ヶ所の墓地を必要とするに至れり、是れ皆に一ヶ所にては悉く彼等の「死體を葬るに足る可き空地を有せざるのみならず、死亡數の多きことを成る可く社會に知らしめざらんが爲めなり。然も之に拘らず病者に對する設備の如きは全然缺如たる有様にして「一人の看護婦、一回の看護は元より一本の臘燭、一穗の燈光をも與へらるることなし」。彼は僅に一回此所にて死せる者に對し屍體檢視の行はれたるを記憶するのみ、而

して寺區の吏員の如き斯くの如く絶えず新たなる兒童勞働の供給を要求するに至る原因に就きては何等の審問をも行へることなきなり。彼等は何處にもあれ如何にもして其管區の兒童を處分し終れば其職責は全しと思惟しつゝあるなり。

此の物語の記者ジョン、ブラウンは更に一千八百〇二年の工場法的規定の實際上に於ける效果に論及して曰く、「吾が救貧の機關及び寺區製作場より供給せらるる數千乃至數萬の孤兒に對して行はるる殘忍兇惡なる待遇並に彼等が輸送せられたる幾多の棉花工場に於て消費し盡さるること怕る可く急速なること並に其の大多數の生殘者の悲哀なる状態は即ち一千八百〇二年、棉花工場に使役せらるる貧兒を救助保護するを目的とせるサー、ロバート、ピールの法案を通過せしむるに至りたる眞の原因なり。然れば此法の進行中に現はれたる殘虐不仁眞に戰慄す可き光景は必ず視察官及び聖パンクラスの教會保長をして極めて活潑なる態度に出しむ可き筈なり、然るにグリーンコーは此

法案が成法と爲りてより十一年乃至二年の後に至るも尙ほ之に就きて聞きたることも又は見たることもなかりしと云ふ。洵になりあがりの大工場所有者等が其無比なる殘忍の行爲及び人命の毀壞を防遏せんが爲めに制定せられたる法律に對して示せるが如き藐視侮慢の態度は他に其例を求むること難し。此法文は明に大不列顛及びウェールズに於けるあらゆる棉花製作場の親方、所有者若しくは占有者が必ず讀み易き様に此法文を謄寫せるものを備へ、之を各製作場の特に端立ちて何人の眼にも觸れ得可き場所に掲げ普く之を知らしむ可しと宣告せるに拘らず現に棉花製作場に使役せられつゝあるグリーンコーは其制定以來十一、二年の後に至るまで未だ曾つて斯くの如き法律に關して知る所あらざりしなり。

而して委員等が調査を開始し聖パンクラスの製作場より送られたる兒童の待遇及び状態にも及べるとき、グリーンコーは特に喚問せられて、眞實のみを具陳す可きを訓戒せられたり。然れども彼等が

遠く去るの後、其身體に加へらる可き鞭打の刑の恐しさは彼及び彼と同じ運命の下に呻吟しつゝある者の多數をして極めて小心怯懦ならしめたるは是非なき次第なり。遮莫、彼等の容姿は其口以て談る能はざる艱難の狀を表明し、疑ふ可き様もなき悲惨なる物語を爲せるなる可し。彼等視察者は兒童の食料、衣服、寢具を檢視し、地方吏員と合議して頗る大なる改良を行はしめたり。先づ徒弟の使用に供するを目的として工場の際に新家屋を建設し以て従前に比し同一の面積に少數の寢臺を置かしむることを命じたり。美味にして滋養分ある肉食を更に鄭重なる方法を以て調理分配す可きを説き、料理の方法及び午餐其他を支給するには更に清潔に更に適當に之を行ふ可きを命じ、徒弟勞働者を六組に分ち、一二三四五及び六の番號を附せる錫罐の一揃を新調し各男兒又は女兒は其屬せる組に従つて各之に肉汁若しくは肉粥を盛らしむることせり。彼等が此所に到着すると共に其餘りに穢惡なるに孰れも驚怖の念を抱かしめたる

82 舊總監督は職を免せられ数名の監督者亦黜職せられて新たなるものを以て之に代へしめたり。

(十三)

新たなる形勢は新たなる運動を産まずんば止まず。一千八百十五年ロバート、オーウエンの煽動に由りて工場制規殊に労働時間短縮の聲は漸く江湖に喧しきに至れり。企業家對労働者の三十有餘年に亘る紛争は即ち茲に其端を發せるなり。一般少數工業家中の急進的分子並に保守黨中の慈善家に由つて指導せられたる労働者にして、他は一般企業家及び自由主義の空論家即ち主としてマンチエスター學徒より成る多數人士なり。英國に於ける労働問題は彌よ茲に其最も興味ある發展を爲しつゝあるなり。(完)

徳川初期に於ける日韓關係

(徳川初期外交史の一節)

小澤 愛 因

重なる参考書

- 朝鮮通交大紀
- 明 史 藪
- 燃藜室記述
- 朝鮮物語方長老口上書
- 日 韓 提 要
- 漢 陰 文 稿
- 當 代 記
- 殊 號 事 略
- 交 隣 考 略
- 徳川十五代史(内藤耻史著)
- 慶 長 日 記
- 外 交 志 稿
- 慶長見聞録案紙
- 考事撮要
- 異國日記
- 國朝寶鑑
- 朝鮮備和書契
- 寛政重修諸家譜
- 仙 巢 稿
- 外 蕃 通 書
- 國書復號記事
- 通 文 館 志
- 續善隣國寶記
- 家 忠 日 記
- 元 和 年 錄

嘗て阿部教授は故伯林大學史學教授キルヘルム、ナウデがフリードリッヒ・キルヘルム一世の經濟政策を論じて

『此時代の國家生活を觀相せんとする史家に、是れが經濟的

關係を考察することなからんか、必ずや彼が眼に映ずるものは只夫れ不正不透明にして、褪色せる時代の繪圖に過ぎざらむ、國威を發揮せしむる機關の多くは經濟的利益の使僕にして國家的將た政治的策略や、外交的談判や戦争や、是等に於ける終極の核子となるものは實に經濟的政策に外ならざるなり

と言へるを引きて、吾人が徳川家康の外交策に對する又實に此感なくんば非すと説かれたり。然り、吾人にして若し家康の對外政策、否徳川時代に於ける外交の真相を究めんと欲せば、須らく先づ其時代に於ける經濟的關係を考察せざるべからざるなり。

然りと雖も徳川初期の外交に於て獨り朝鮮に對する關係のみは、其經濟的關係徳川氏に存せずして反つて他に存せるの觀あり、他とは何ぞや、對馬即ち是なり。

蓋し對馬は海中の一孤島にして土地瘠薄其產物は以て住民日常の生計を維持せしむるに足らず、是れを以てか住民は僅に魚貝の利によりて一葦帶水を隔てたる朝鮮と交通し、以て其口を糊し來れり。然るに文祿之役以來兩國の交通全く杜絶する

に至るや對馬島民は其生計の資を得るに由なく、且又豆麥を仰ぐの地を失ひ頗る悲境に沈淪したり。故に家康一度國際的關係の下に朝鮮との媾和を宗氏に命ずるや、宗氏は之が締結のため努力奮勵、苦心慘憺其間多くの障害ありしにも拘はらず遂に其目的を達し得たるなり。此間彼が兩國政府を偽り、奸詐謀計を逞ましうしたるが如き、彼が地位を以てすれば、又止むを得ざるに出づと謂ふ可し。

されば徳川初期に於ける朝鮮との外交が如何に對馬のために支配せられたるかは頗る注目すべき現象にして、此時代に於ける朝鮮との關係を知らんと欲せば必ず先づ對馬を中心として論ぜざる可からざるなり。然れども吾人は之を以て直に他を顧みること勿れと云ふには非ず、蓋し徳川初期に於ける對外政策の研究に於て當時の情勢は勿論家康の心理の研究亦素より忘る可らざるなり。

凡そ日本歴史ありて以來人物の輩出したるは元龜天正時代を以て其頂上とし殆んど支那の戰國若